

○倉敷市重度障害者図書郵送貸出し規則

平成13年3月23日

教育委員会規則第7号

改正 平成17年5月20日教委規則第15号

平成25年2月19日教委規則第2号

〔この改正で題名改正〕

重度身体障害者図書貸出し規則（平成11年倉敷市教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、倉敷市立図書館（以下「図書館」という。）の行う市内に居住し、又は市内の職場若しくは学校に在籍する重度の障害がある者等に対する郵送による図書館資料の貸出し（以下「郵送貸出し」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（郵送貸出しの対象者）

第2条 郵送貸出しの対象者は、次に掲げる者とする。

- （1） 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級から4級までの障害を有する者
- （2） 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）による療育手帳を所持している者
- （3） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- （4） 前3号に掲げる者のほか、中央図書館長が必要と認める者

（利用の登録）

第3条 郵送貸出しを受けようとする者は、所定の郵送貸出し登録申込書（以下「申込書」という。）に次の各号に掲げる対象者の区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、館長に提出しなければならない。

- （1） 前条第1号に掲げる者 身体障害者手帳の写し
- （2） 前条第2号に掲げる者 療育手帳の写し
- （3） 前条第3号に掲げる者 精神障害者保健福祉手帳の写し
- （4） 前条第4号に掲げる者 中央図書館長が必要と認める書類

(登録書の交付)

第4条 館長は、前条の申込書を受け付けたときは、これを審査し、郵送貸出しの適否を決定し、所定の通知書により申込者に通知するとともに、登録の決定した者については、郵送貸出し登録書（以下「登録書」という。）を交付するものとする。

(登録の変更等)

第5条 前条の規定により登録を受けた者（以下「利用者」という。）は、登録に係る事項に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第6条 館長は、虚偽その他不正な手段による利用があったときは、当該利用者の登録を取り消すことができる。

(資料の範囲)

第7条 郵送貸出しを行う資料は、次に掲げるものを除き、貸出し可能な図書館資料とする。

- (1) 寄託を受けている図書
- (2) 郷土資料（館内閲覧のものに限る。）
- (3) 逐次刊行物（最新号に限る。）
- (4) 個人貸出しの著作権許諾の得られない視聴覚資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、館長が指定する資料

(貸出し冊数及び期間)

第8条 図書館資料の貸出し冊数及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 図書及び雑誌資料は、1人20冊、30日間を限度とする。
- (2) 視聴覚資料は、1人4点、15日間を限度とする。
- (3) 点字図書は、1人4点、30日間を限度とする。
- (4) 録音図書は、1人4点、30日間を限度とする。

2 前項の期間には、郵送に要する日数を含むものとする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りではない。

(貸出しの申込方法)

第9条 図書館資料の貸出しの申込みは、第4条の登録書の受領後、郵便、電話、ファクシミリ、インターネット等により行うことができる。

(費用負担)

第10条 郵送に要する費用負担は、貸出しのときは図書館の負担とし、返却のときは利用者の負担とする。

(資料の管理責任)

第11条 郵送貸出しを受けた図書館資料については、利用者が一切の責めを負うものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の重度身体障害者図書貸出し規則（平成11年倉敷市教育委員会規則第1号）第3条の規定により宅配の登録を受けている者は、この規則による改正後の第4条の規定により登録された者とみなす。

附 則（平成17年5月20日教委規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月19日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。